

徳島県規則第五十五号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「をいう。」「の下に「徳島県教育委員会の所管に属する」を加える。

第五条第一項の表第一号6中「副課長及び」を「副課長、」に改め、「副本部長」の下に「及び徳島県文化の森振興センターの副所長」を加え、同号8中「副所長」の下に「、副館長」を加え、同号11中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加え、同表第二号1中「、本部の部長(本部長が指定する者に限る。)」を削り、同号4中「、事務長及び副館長(二人以上の副館長が置かれている二号^{かい}廨にあつては、会計事務について当該二号^{かい}廨の長を補佐する副館長)」を「及び事務長」に改め、同号5及び6並びに同条第二項中「本部及び」を削る。

第二十七条の三第一項の表第一号中「副本部長」の下に「並びに徳島県文化の森振興センターの副所長」を加え、同表第七号を削り、同表第六号中「(次号に掲げる^{かい}廨を除く。)」を削り、同号を同表第七号とし、同表第五号中「、本部」及び「にあつては部長(本部長が指定する者に限る。)」を削り、同号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五 徳島県立二十一世紀館

副館長(二人以上の副館長が置かれているときは、会計事務について館長を補佐する副館長)

別表第二中「徳島県防災人材育成センター」を「徳島県防災人材育成センター」に

、「徳島県立保健製薬環境センター」を「徳島県立二十一世紀館」に改め、「徳島県立二十一世紀館」、「徳島県立城ノ内中学校」及び「徳島県那賀警察署」を削る。

別表第三その一の表会計課の項中「徳島県防災人材育成センター」を「徳島県防災人材育成センター 徳島県立保健製薬環境センター」に、「徳島県立保健製薬環境センター」を「徳島県立二十一世紀館」に、「徳島県立二十一世紀館 徳島県立総合教育センター」を「徳島県立城ノ内中学校」を「徳島県立総合教育センター」に改め、同その一の表徳島県南部総合県民局の項中「徳島県阿南警察署 徳島県那賀警察署」を「徳島県阿南警察署」に改める。

(徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第二条 徳島県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年徳島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「県立総合高等学校本部長」の下に「、徳島県文化の森振興センター所長」を、「警察本部の課長」の下に「（隊長並びに運転免許課阿南分室長及び阿波分室長を含む。以下同じ。）」を加え、「本部長及び室長」を「室長」に改める。

第三条 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「規定する課」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加え、「本部」を削る。

第六条第二項中「総合県民局又は」の下に「教育委員会の所管に属する」を加える。

（徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第四条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

（河川法施行細則の一部改正）

第五条 河川法施行細則（昭和四十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「課内室」を「課」に改め、同条第二号中「流域水管理課」を「水管理政策課」に改める。

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

第六条 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表危機管理部消防保安課又は徳島県総合県民局の項の項名を「危機管理環境部消防保安課又は徳島県総合県民局」に改め、同表徳島県消防学校の項の次に次のように加える。

危機管理環境部環境首都課 又は徳島県総合県民局保健福祉環境部	現地調査業務に従事する職員		作業服上・下	二	二年
	国定公園の風致等の保護並びに利用の監視及び指導の業務に従事する職員		作業服上・下	三	二年
危機管理環境部環境指導課 又は徳島県総合県民局保健	現地調査業務に従事する職員		作業帽	一	三年
	ゴム長靴	作業服上・下	二	二年	
			一	二年	

福祉環境部											福祉環境部
危機管理環境部環境管理課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部											現地調査業務に従事する職員
徳島県立保健製薬環境センター又は徳島県総合県民局保健福祉環境部											保健衛生及び薬事に関する試験研究又は検査に従事する職員
公害防止に関する試験研究、検査等の業務に従事する職員											作業服上・下
作業服上・下											作業服上・下
白衣											白衣
防寒服											防寒服
作業帽											作業帽
作業靴											作業靴
ゴム長靴											ゴム長靴
作業用手袋											作業用手袋
徳島県立保健製薬環境センターに勤務する者に限る。											

別表県民環境部環境首都課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項から県民環境部環境管理課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項までを削り、同表県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課の項の項名を「未来創生文化部文化資源活用課」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県立図書館			自動車運転業務に従事する職員		
作業服上・下	ゴム長靴	作業用手袋	作業服上・下	ゴム長靴	作業用手袋
三	二	六	三	二	六
二年	三年	一年	二年	二年	二年

別表農林水産部林業戦略課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、生産基盤課若しくは森林整備課の項の項名を「農林水産部スマート林業課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、生産基盤課若しくは森林整備課」に改める。
(徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第七条 徳島県物品購入審査委員会規則（昭和四十年徳島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「県民環境政策課長」を「未来創生政策課長」に改める。

第七条中「県立総合高等学校本部長」の下に「、徳島県文化の森振興センター所長」を加え、「本部長及び室長」を「室長」に改める。

（徳島県職員の勤務発明等に関する規則の一部改正）

第八条 徳島県職員の勤務発明等に関する規則（昭和四十一年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「県民環境部長」を「危機管理環境部長」に改める。

（徳島県県有車両管理規則の一部改正）

第九条 徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

（徳島県用度事業特別会計規則の一部改正）

第十条 徳島県用度事業特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加え、「、本部」を削る。

（徳島県庁舎等管理規則の一部改正）

第十一条 徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項の表万代庁舎の項中「本部、」を削る。

（地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正）

第十二条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十五年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六号中「局長」の下に「、副局長、次長」を加える。

（正木ダム操作規則の一部改正）

第十三条 正木ダム操作規則（昭和五十三年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「流域水管理課」を「水管理政策課」に改める。

（福井ダム操作規則の一部改正）

第十四条 福井ダム操作規則（平成七年徳島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「流域水管理課」を「水管理政策課」に改める。

（徳島県公文書管理規則の一部改正）

第十五条 徳島県公文書管理規則（平成十三年徳島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものを除く。

イ 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて管理されているもの

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第十六条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

「危機管理部」を「危機管理環境部」に、「県民環境部」を「未来創生文化部」に改める。

(徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部改正)

第十七条 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則(平成二十八年徳島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「県民環境部環境首都課」を「危機管理環境部環境首都課」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。